

(裏面に続く)

※井原市では毎月1日を入園日としています。

⑤ 利 用 希 望	施設利用 希望期間	令和 9年 4月 1日 から 令和10年 3月31日まで ※利用希望期間は最大で年度末までです。以降は、毎年度継続申請が必要です。		☒ 新規 ☐ 転園 ☐ 継続
		希望施設名	希望理由	
	第1希望	●●保育園	※新規入園申込みの前に、希望する園 をお子さんといっしょに見学すること を推奨しています。 見学の際は、事前に園へ電話等で連 絡してください。	姉が通園しているから
	第2希望	△△こども園		家から近いから
	第3希望	××保育園		見学して良かったから
	第4希望	◎◎キッズ		見学して楽しそうだったから
	第4希望までに利用調整 できない場合	☐ 市内どの施設でもよいので入園したい ※入園先の選択はできません。 ※上記は第4希望まで記入してください。 ☒ 希望施設が空くまで待つ		
	兄弟姉妹で同時申込を する場合	☐ 同時期に同じ施設の利用を希望（希望施設が空くまで待つ） ☐ 同時期の利用であれば、別々の施設でもよい ☒ 1人だけでも施設の利用を希望（優先する児童名： <u>井原 原子</u> ） ☐ 1人だけでも施設の利用を希望（どの児童でもよい）		
上記以外の広域入所や 1号認定施設への同時 申請の有無	☐ 同時申請はしていない ☒ 同時申請をしている（申請施設名 <u>◎◎こども園</u> ） ※申請している施設を全て記入してください			

記入・申請に関する注意事項

- 記入の際は、鉛筆や消せるボールペン、修正液、修正テープは使用しないでください。
- 記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- 井原市で教育・保育給付認定を受けることができるのは、保護者及び児童が井原市に住民登録を有し、かつ当該世帯が実際に居住している場合に限りです。
居住実態が無い場合は、教育・保育給付認定を行うことはできません。
- 教育・保育給付認定及び利用調整のため、勤務先等へ就労状況等の確認や自宅への訪問調査を行うことがあります。
不正または虚偽の内容により、教育・保育給付認定申請や施設利用の申込みをした場合は、認定を取り消し、保育施設等の利用を中止（退園）していただく場合があります。

※同じ認定こども園に1号と2号で
申し込みをしている場合も記入が
必要です。

利用に関する注意事項

- 入園後しばらくは、保育時間を通常よりも短くする「慣らし保育」を行います。「慣らし保育」の期間は、児童の状況に応じて異なります。
- 利用できる時間は、休憩時間や通勤時間を考慮し、保護者の就労状況等に応じて保育が必要な範囲となります。
- 新規入園時に育児休業中の方は、入園月の翌月末までに復職する必要があります。
- 出産を理由に入園する場合の利用期間は、概ね産前2か月、産後3か月です。
- 求職活動を理由に入園する場合の利用期間は、入園後3か月間です。
求職活動を理由に入園した後に、就職が決まった場合は、子育て支援課へ連絡の後、「就労証明書」を子育て支援課に提出してください。
- 入園決定後、『保育を必要とする事由』が変更になった場合（例：就職した、退職した、自宅での療養が必要になった、出産予定など）は、子育て支援課へ連絡の後、該当する添付書類を子育て支援課に提出してください。